

平成24年度

第1回 川西市青少年問題協議会

日時：平成24年7月18日（水）

午前10時～11時30分

場所：川西市役所 4階 庁議室

会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

(1) 平成24年度川西市青少年健全育成要綱（案）について

(2) 青少年ふれあいデーについて

(3) 平成24年度「青少年の表彰」について

(4) 平成24年度青少年育成フォーラムについて

(5) 「川西市子ども・若者育成支援計画」（仮称）の策定について

4. その他

川西保護区保護司会からの連絡ほか

5. 閉会

【事務局】

こども部こども家庭室こども・若者政策課

電話：740-1246 FAX：740-1339

メールアドレス：kawa0168@city.kawanishi.lg.jp

川西市青少年問題協議会委員名簿

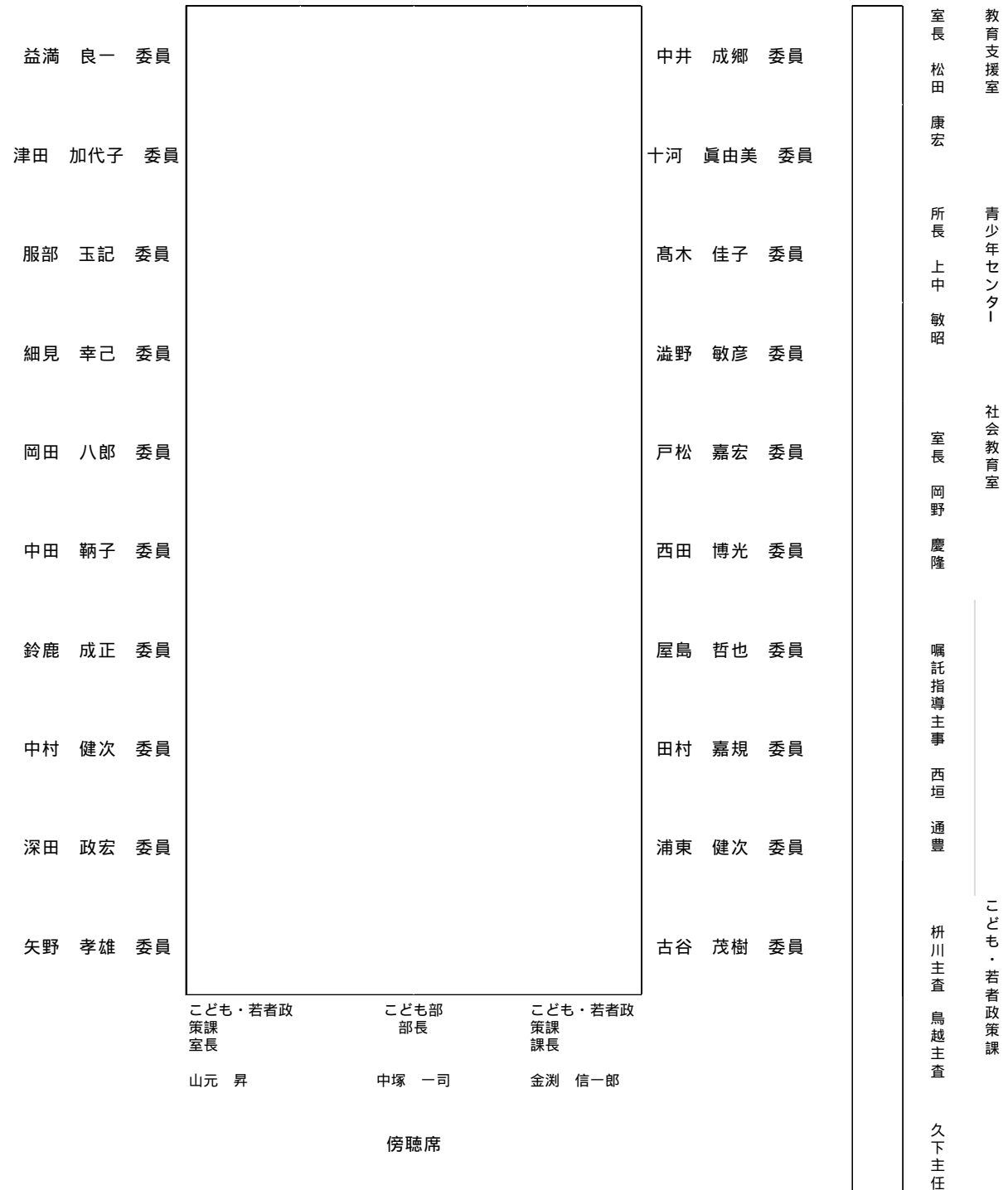
任期：平成 23 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日

(敬称略)

	氏名	所属団体・職	備考
会長	大塩 民生	川西市長	地方公共団体の長
副会長	益満 良一	川西市教育長	関係行政機関の職員
委員	津田 加代子	川西市議会議員	市議会議員
委員	服部 玉記	兵庫県川西警察署 署長	関係行政機関の職員
委員	細見 幸己	川西市青少年育成市民会議 会長	学識経験者
委員	岡田 八郎	川西市社会教育委員の会 委員	学識経験者
委員	中田 鞆子	川西市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	学識経験者
委員	鈴鹿 成正	川西市体育協会 副会長	学識経験者
委員	古谷 茂樹	川西保護区保護司会 会長	学識経験者
委員	中村 健次	社団法人 川西青年会議所 直前理事長	学識経験者
委員	深田 政宏	川西市商工会 会長	学識経験者
委員	矢野 孝雄	川西市青少年補導委員会 副会長	学識経験者
委員	中井 成郷	川西市PTA連合会 会長	学識経験者
委員	十河 眞由美	川西市子ども会連絡協議会 会長	学識経験者
委員	高木 佳子	川西地区更生保護女性会 会長	学識経験者
委員	澁野 敏彦	川西市青少年団体連絡協議会 会長	学識経験者
委員	戸松 嘉宏	川西防犯協会 副会長	学識経験者
委員	西田 博光	川西市コミュニティ協議会連合会 理事	学識経験者
委員	屋島 哲也	兵庫県立高等学校校長会(川西市・猪名川町) 川西緑台高校長	学識経験者
委員	田村 嘉規	川西市立特・小学校校長会 川西小学校長	学識経験者
委員	浦東 健次	川西市立中学校校長会 明峰中学校長	学識経験者

座席配置図

大塩 民生 会長



3. 協議事項

協議事項(1)

平成24年度川西市青少年健全育成要綱(案)について

資料1 参照

協議事項(2)

平成24年度 **青少年ふれあいデー** について

平成23年度の取り組みについて

- ・ 実施概要報告

資料2 参照

平成24年度の取り組みについて

資料3 参照

- (1) 地域と一体となった啓発活動の展開
- (2) 川柳・写真コンクール実施・料理(旬の野菜をつかった料理)レシピ募集
- (3) 「ちょっといい話」の募集
- (4) 「青少年ふれあいデー」テーマソング募集・作成
- (5) 行政が主体となった啓発活動の推進
- (6) 事業効果の把握(年一回)

-memo-

協議事項（３）

平成２４年度「青少年の表彰」について

資料４参照

川西市青少年問題協議会「青少年の表彰」要綱

（目的）

第１条 この要綱は、市内の青少年たちが、まちをきれいにしたり、他人に親切にしたりする等、日常見聞される身近な青少年の善行を表彰することにより、進んで社会に奉仕する精神の涵養と生活の環境づくりに寄与し、健全にして郷土愛あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条 表彰の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内在住・在勤のおおむね２５歳以下の青少年又はこれらの者を主たる構成員とする団体
- (2) 川西市青少年問題協議会（以下「協議会」という）会長において特に表彰に値すると認められたもの

（表彰の範囲及び基準）

第３条 善行の範囲及び基準は、次のとおりとする。

範囲	活動基準
地域社会への貢献に関する行為	(1)道路、河川、公園等の公共物の保護、補修、清掃等の地域における環境整備の活動におおむね２年以上貢献したとき。 (2)前号のほか、地域の課題解決に積極的に取り組んだり、地域の活性化におおむね２年以上貢献したとき。
社会福祉に関する行為	社会福祉に関する援助、支援等の活動におおむね２年以上貢献したとき。
消防、警察への協力的行為	(1)火災の発見、通報、初期消火等又は事故防止、盗難防止、犯人逮捕等の協力で特に顕著な貢献があったとき。 (2)人命救助に貢献したとき。
その他、特に善行と認められる行為	(1)芸術、文化の発展に貢献したとき。 (2)家庭環境、身体の不自由等を克服し、他の模範となる活躍をしたとき。 (3)その他特に顕著な善行があったとき。

（表彰の方法）

第４条 表彰は、協議会会長が表彰状を授与して行う。

- ２ 表彰状には、記念品を添える。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、協議会会長が毎年適当と認める時期に行う。

(候補者の推薦)

第6条 表彰の候補者を推薦しようとする者は、協議会会長に川西市青少年問題協議会「青少年の表彰」推薦書(別紙様式1)を提出する。 資料4参照

(「青少年の表彰」選考委員会)

第7条 推薦された候補者は、協議会の成員で構成される「青少年の表彰」選考委員会が 審査する。

2 「青少年の表彰」選考委員会は審査の結果を協議会に提出する。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、協議会が決定する。

2 協議会は、必要があると認めるときは関係者の意見を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成16年8月1日から施行する。

(川西市「青少年の表彰」要綱の廃止)

2 川西市「青少年の表彰」要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

「青少年の表彰」留意事項

1. 第3条「善行の範囲及び基準」に明記される基準のうち、以下のものを優先的に推薦すること

その「動機」が特にすばらしいもの
自主的・自発的な活動であるもの
継続的な活動であるもの

2. 地域・団体に偏りがないように、配慮すること

同じ学校・団体が連続、もしくは重複して受賞することを避けるようにすること
毎年の受賞を参考にして、偏りなく推薦すること

3. 「目立たない善行」「地道な善行」を見逃さないような配慮、工夫をすること

4. 事務局に上がってきた候補者については、「青少年の表彰」選考委員会()で審査するが、以下の調整の結果、表彰候補者からもれる場合もありうること

その団体の活動そのものが「善行」的意味合いが強く、地域・社会への貢献の動機が薄いと判断するもの

他者からの教示的意味合いが強く、主体性があまり認められないもの

第3条「善行の範囲及び基準」に合致していないと判断されるもの

連続または、隔年で同趣旨の活動で推薦されていると認められるもの

選考委員会のメンバーは、「青少年問題協議会」の委員の中から3名選出し委任する。

平成24年度「青少年の表彰」推薦書 配布先

1. 配布日 平成24年7月20日(金)
2. 提出期限 平成24年9月28日(金)
3. 配布先

平成24年度 推薦書送付先一覧

青少年問題協議会構成団体		11通
1	川西市社会教育委員の会	
2	川西市民生委員・児童委員協議会連合会	
3	川西市体育協会	
4	川西保護区保護司会	
5	川西市青少年補導委員会	
6	川西市PTA連合会	
7	川西市子ども会連絡協議会	
8	川西地区更生保護女性会	
9	川西市青少年団体連絡協議会	
10	川西防犯協会	
11	川西市コミュニティ協議会連合会	
川西市青少年育成市民会議		7通
1	南地区青少年育成市民会議	
2	中央地区青少年育成市民会議	
3	明峰地区青少年育成市民会議	
4	多田地区青少年育成市民会議	
5	緑台地区青少年育成市民会議	
6	清和台中学校区青少年育成市民会議	
7	東谷地区青少年育成市民会議	
川西市内各小・中・養護・高等学校		53通
1~32	小学校 学校長・PTA会長 (32通)	
33~46	中学校 学校長・PTA会長 (14通)	
47~48	川西養護学校 学校長・PTA会長 (2通)	
49~58	高等学校 学校長・PTA会長 (5通)	
青少年育成団体など		17通
1	日本ボーイスカウト兵庫連盟川西連絡会 (1通)	
2~4	ガールスカウト日本連盟兵庫県支部 27団、47団、57団 (3通)	
5	川西リーダー隊隊長 (1通)	
6~18	各地区コミュニティ推進協議会 会長 (12通)	
合計		88通

協議事項（４）

平成２４年度川西市青少年育成フォーラムについて

資料５参照

次代を担う青少年の健全な育成を支援する「川西市青少年育成フォーラム」と「川西市 PTCA フォーラム」を「川西市 PTCA 青少年フォーラム」として実施する。

１．理由

昨年度の実績から

- ・ ８００人を超える参加者への青少年健全育成の啓発が可能となる。
- ・ 多くの参加者がつどう会場で、表彰や舞台発表などを行うことができる。
- ・ ２つのフォーラムを一本化することで、経費を合理的に執行できる。

実施するにあたっての配慮点

- ・ １，０００人近い参加者を受付する際の表示や整理について工夫が必要。
- ・ 参加団体がお互いに協力連携を図り、地域の方々の創意工夫による魅力ある手作りのフォーラムを目指す。

２．趣旨

少子高齢化、情報化など青少年を取り巻く社会環境が著しく変化する中で、非行の凶悪化や低年齢化が進むなど、青少年の問題行動は極めて憂慮すべき状況となっている。また、青少年の人間関係はますます希薄化するとともに、地域の連帯感や関心が薄れてきている。

そこで、本大会を開催することで、広く市民に青少年の健全育成、非行防止についての理解と認識を深め、地域ぐるみの育成活動の活性化、地域の人々とのふれあいの回復を図ることを目指す。

３．主催（共催）

川西市青少年問題協議会、川西市 P T A 連合会

４．後援

阪神北青少年本部 阪神教育事務所（予定）

５．日時

平成 25 年 1 月 26 日（土）午後 1 時半～

６．場所

川西市文化会館大ホール（川西市丸の内町 5 - 1）

7. 内容(案)

- ・青少年ふれあいデーコンクール入賞者、青少年の善行、PTA広報誌コンクールの表彰
- ・講演会や舞台発表等

8. 実施方法

川西市青少年育成フォーラム実行委員会を設置する。事務局をこども部こども家庭室こども・若者政策課に置く。

PTA企画運営委員会と合同で、具体的な内容や役割等については、協議して実施する。フォーラム実行委員は、青少年問題協議会委員から3名程度、地域の青少年から3名程度を選出する。(今年度の地域の青少年の実行委員については、兵庫県立川西北陵高校に選出を依頼する予定)

9. 青少年育成フォーラム実行委員会の選出

青少年問題協議会委員から実行委員3名程度

() ()
()

この委員の方々には、「平成24年度 青少年の表彰」の選考委員も兼任いただきます。

協議事項（５）

川西市子ども・若者育成支援計画について

資料 6 参照

川西市子ども・若者育成支援計画（仮称）の策定について

１．計画策定の目的

将来の社会を担うすべての子どもや若者が健やかに成長し逞しく育つことを社会全体で応援することや、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して行政がネットワークを形成し、支援していくための方向性、目標について定める。

２．計画の位置づけ・期間

平成 22 年度に施行された「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項の規定に基づき、国の「子ども・若者ビジョン」、県の「新ひょうご子ども未来プラン」を踏まえて作成する。

この計画は川西市第 5 次総合計画（平成 24 年度中に策定予定）の子ども・若者に関する分野をより具体化した分野別計画の一つであり、川西市次世代育成支援対策行動計画と関連した計画として位置づける。

期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間の子ども・若者育成の方向性を見据えた上で、29 年度までの 5 年間の施策について計画するが、川西市次世代育成支援対策行動計画が平成 26 年度までの計画となっているため、この計画においても新たな施策の展開や事業の変更がある場合は平成 26 年度中に見直しを行うこととする。

３．子ども・若者の範囲と計画の対象者

この計画は 0 歳から 30 歳未満を対象とするが、社会的自立に困難を抱える 30 歳代の者も本計画の対象とする。

なお、川西市次世代育成支援対策行動計画（平成 22～26 年度）において子ども（概ね 18 歳未満）や子育て家庭などを対象としているため、本計画では、心身ともに大きく成長する一方様々な悩みを抱える思春期、社会的な自立を図る青年期以降の子ども・若者に重点を置く。

４．策定の進め方について

川西市青少年問題協議会に専門委員会を設置し、子ども・若者の健全育成に関わる知識を有する専門委員 4 名と公募市民委員 1 名を市長が委嘱する。

専門委員会による「調査・研究」を補助するため、事務局と専門委員会が子ども・若者計画の様々なテーマに沿った関係団体・機関から、意見や提案をいただく機会を設ける。専門委員会では適宜意見交換を行い、関係団体等から得られた情報や意見などを基に自らの知見を合わせ、計画の素案づくりに生かしていく。

また、事務局は庁内関係所管と情報を共有するため連絡調整を行い、施策の方向性について共通の認識を持ち策定につなげる。

~ memo ~

